

建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 を甲とし、賃借人 を乙として、次の通り建物賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲はその所有する後記表示の建物を乙に賃貸し、乙はこれを貸借することを約す。
- 第2条 賃貸借期間は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月末日までの 5 年間とする。
- 第3条 賃料は 1 ヶ月金 230,000 円とし、乙は毎月末日までに当月分を甲の住所に持参又は送金して支払うものとする。
2. 賃料が経済事情の変動、公租公課の増額等により不相当になったときは、甲は契約期間中であっても賃料の増額をすることができるものとする。
- 第4条 甲と乙との間では敷金、礼金および更新料の授受はないものとする。
- 第5条 乙は本件建物を共同住宅に使用する他の用途に使用してはなりません。
- 第6条 乙は本件建物の全部もしくは一部について賃借権の譲渡、転貸はもちろん、第三者のために看板その他広告物の掲揚、取付け、貼付等の行為をしない。
- 第7条 本件建物の使用および収益のために支出した費用は、乙の負担とする。
2. 建物の部分的な小修繕は、乙が費用を負担して自ら行うものとする。
3. 乙は本件建物に有益費を支出しても、甲はその補償をしない。
- 第8条 乙が、次の各号の一に該当するときは、甲は第 2 条の期間内といえども催告その他の手続きを要せず、直ちにこの契約を解除することが出来る。
- ① 賃料を 2 回以上遅延したとき。
 - ② 第 5 条、第 6 条に違反したとき。
 - ③ 本件建物の使用につき、法律、規則、官公署の令達、その他衛生上、風致上に留意せず近隣および甲の迷惑となる行為をしたとき。
 - ④ 別途締結した賃貸借契約が解除されたとき。
 - ⑤ 本契約の各条項に違反したとき。
- 第9条 乙の責に帰すべき事由によって本件建物を破損または滅失したときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第10条 前条による本件建物明渡のときは収去されなかった物件は、すべて甲の所有に帰し、たとえ乙がその為に損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

第11条 (特約事項) 第2条の期間は、その満了三ヶ月前までに、いずれか一方により書面により解約の申し出がない限り、その後一年毎に自動更新するものとする。

本書面の契約が成立したので、保険契約書2通を作成し、各記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 26 年 12 月 15 日

(甲) 住 所

[Redacted]

氏 名

[Redacted]

(乙) 住 所

[Redacted]

氏 名

建物の表示

住所：横浜市神奈川区三ツ沢上町 9-8

名称：めぞんいっこく

規模：木造2階建て